

# 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第46条第2項の規定に基づき、財団の賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 賛助会員は、財団の目的に賛同する者であって、理事長が入会を認めたものとする。

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、財団に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(退会)

第4条 賛助会員で退会しようとするものは、財団に退会届を提出しなければならない。

2 賛助会員は、賛助会費の納入を怠ったとき又は会員としてふさわしくない行為があったとき、その資格を失うものとする。

(会費)

第5条 賛助会員の年会費は、1口1万円とし1口以上とする。ただし、理事長が認めた場合には年会費の納入を免除することができる。

2 理事長は毎年度、前項の年会費を請求し、賛助会員（前項の規定により年会費の納入を免除した者を除く。）は、請求書納入期限までに賛助会費を財団の指定する口座に一括して振り込むものとする。

3 賛助会員が退会した場合は、既に納入した会費は返還しない。

(便宜)

第6条 賛助会員は、財団から次の便宜を受けることができる。

(1) 財団が保有するプロジェクトに関する情報の提供を無償で受けること。

(2) 財団が作成する資料、文献及び定期刊行物の配布を原則として無償で受けること。

(3) 財団が保有する資料及び文献を閲覧し又は貸し出しを受けること。

(年会費の用途)

第7条 第5条の年会費は、当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年7月12日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の事業年度に係る会費については、第5条第2項の規定にかかわらず、当該事業年度の末日までに納入するものとする。

附 則(平成21年10月29日)

この規程は、定款が施行された日から施行する。

平成 年 月 日

## 賛助会員入会申込書

公益財団法人はまなす財団  
理事長 様

住 所

団体・企業名

電話番号

代表者 役 職

氏 名 印

公益財団法人はまなす財団の設立の目的に賛同しますので、賛助会員に登録願いたく申し込みします。

なお、賛助会費としては、年会費として下記の金額を納入いたします。

記

金 万円（ 口）